

## II 園芸施設共済評価要領

## II 園芸施設共済評価要領

改正 昭和55年4月 1日 55農経B第 952号  
改正 昭和56年3月25日 56農経B第 872号  
改正 昭和58年3月31日 58農経B第 647号  
改正 昭和61年3月31日 61農経B第1116号  
改正 平成4年3月30日 4 農経B第 804号  
改正 平成6年2月 8日 6 農経B第 289号  
改正 平成11年1月13日 11農経B第 79号  
改正 平成12年3月31日 12農経B第1232号  
改正 平成13年1月 5日 12農経A第1774号  
改正 平成14年4月 1日 13 経営 第7102号  
改正 平成16年3月18日 15 経営 第6825号  
改正 平成18年5月15日 18 経営 第 605号  
改正 平成20年1月31日 19 経営 第6064号

昭和54年3月30日  
54農経B第871号

農林水産省経済局長通知  
知 事 宛

### 目 次

第1 目的 .....

第2 特定園芸施設の外面及び各部の名称 .....

- 1 外面の名称 .....
- 2 各部の名称 .....

第3 引受評価 .....

- 1 特定園芸施設の価額の算定 .....
- 2 附帯施設の価額の算定 .....
- 3 施設内農作物の価額の算定 .....
- 4 特定園芸施設撤去費用の算定 .....

第4 損害評価 .....

- 1 定義 .....
- 2 特定園芸施設の損害額の算定 .....
- 3 附帯施設の損害額の算定 .....
- 4 施設内農作物の損害額の算定 .....
- 5 特定園芸施設撤去費用の損害額の算定 .....

### 別 表

- 1 特定園芸施設の標準価額表 .....
- 2 プラスチックフィルム等の標準価額表 .....
- 3 被覆面積算定係数及び被覆面積構成割合表 .....
- 4 特定園芸施設及び附帯施設の時価現有率表 .....

- 5 プラスチックフィルム等の被覆経過割合表 .....
- 6 施設内農作物価額算定率表 .....
- 7 単位面積当たりの標準的な特定園芸施設撤去費用表 .....
- 8 特定園芸施設の施設構造部分別価額割合表 .....
- 9 特定園芸施設の部材別価額割合表 .....
- 10 プラスチックフィルム等の自然消耗割合表 .....
- 11 病虫害の分割割合表 .....

## 第1 目的

この要領は、園芸施設共済事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）に基づき、特定園芸施設、附帯施設及び施設内農作物の評価方法を定めたものであり、園芸施設共済の引受け及び損害評価が適正かつ円滑に行われることを目的とする。

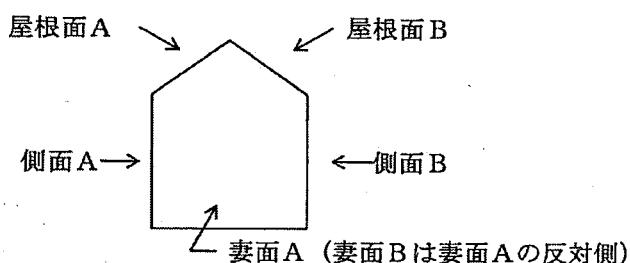
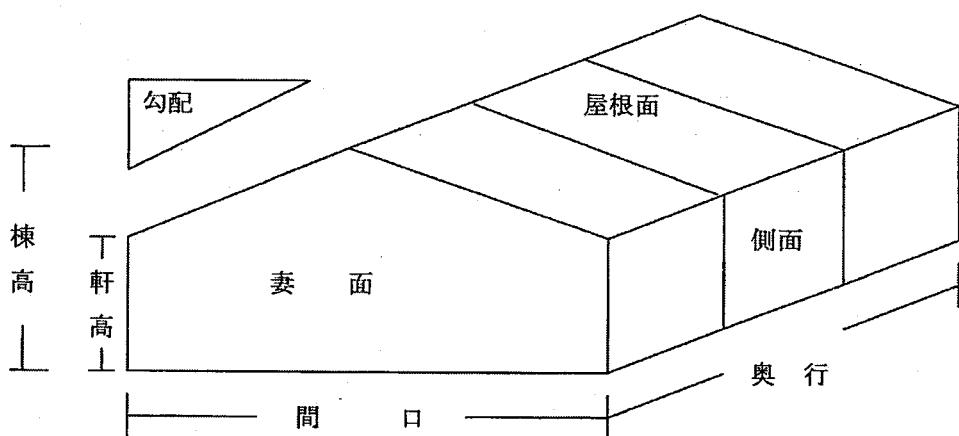
## 第2 特定園芸施設の外面及び各部の名称

### 1 外面の名称

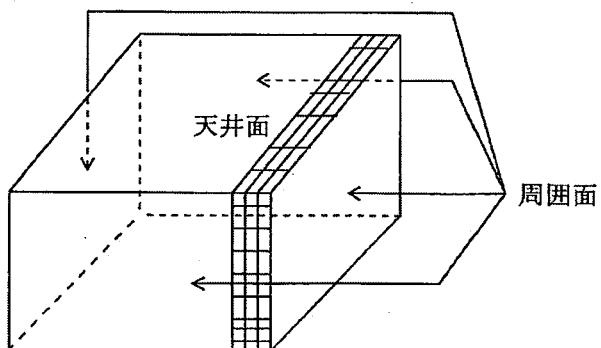
この要領において、特定園芸施設の外面の名称は、次により使用するものとする。

#### (1) 単棟式の特定園芸施設

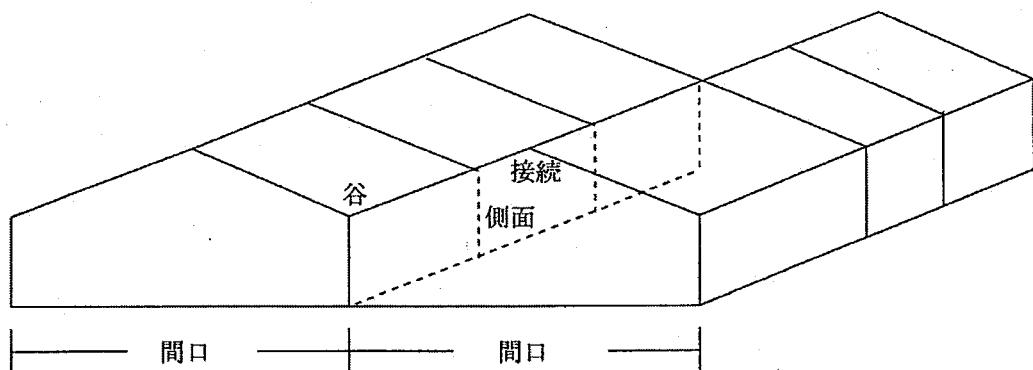
ア 単棟式の特定園芸施設（プラスチックハウスVII類を除く。）



イ プラスチックハウスVII類



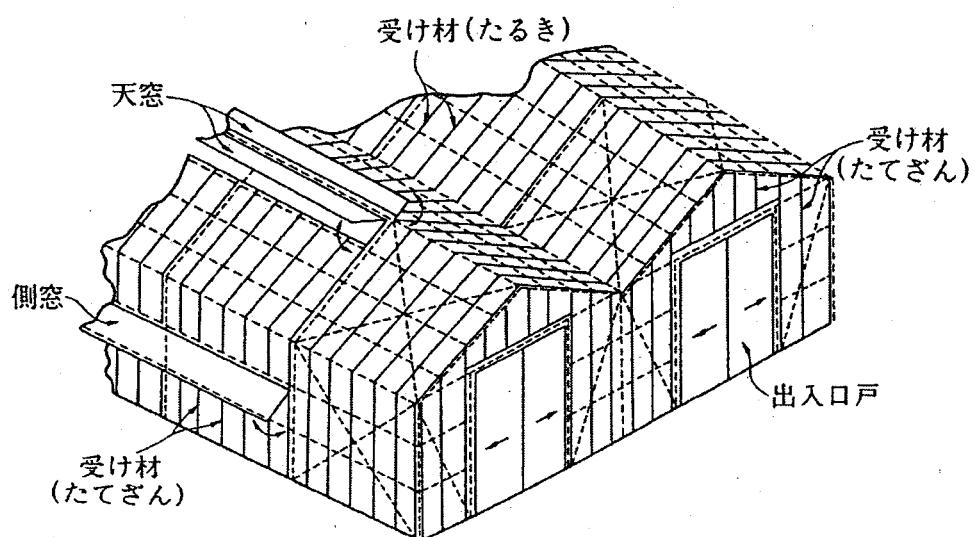
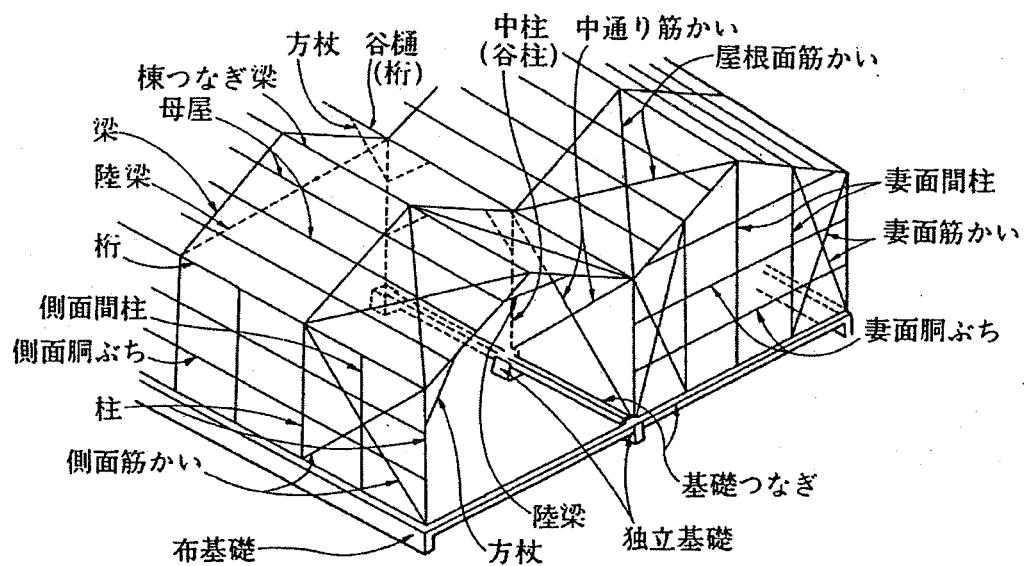
(2) 連棟式の特定園芸施設



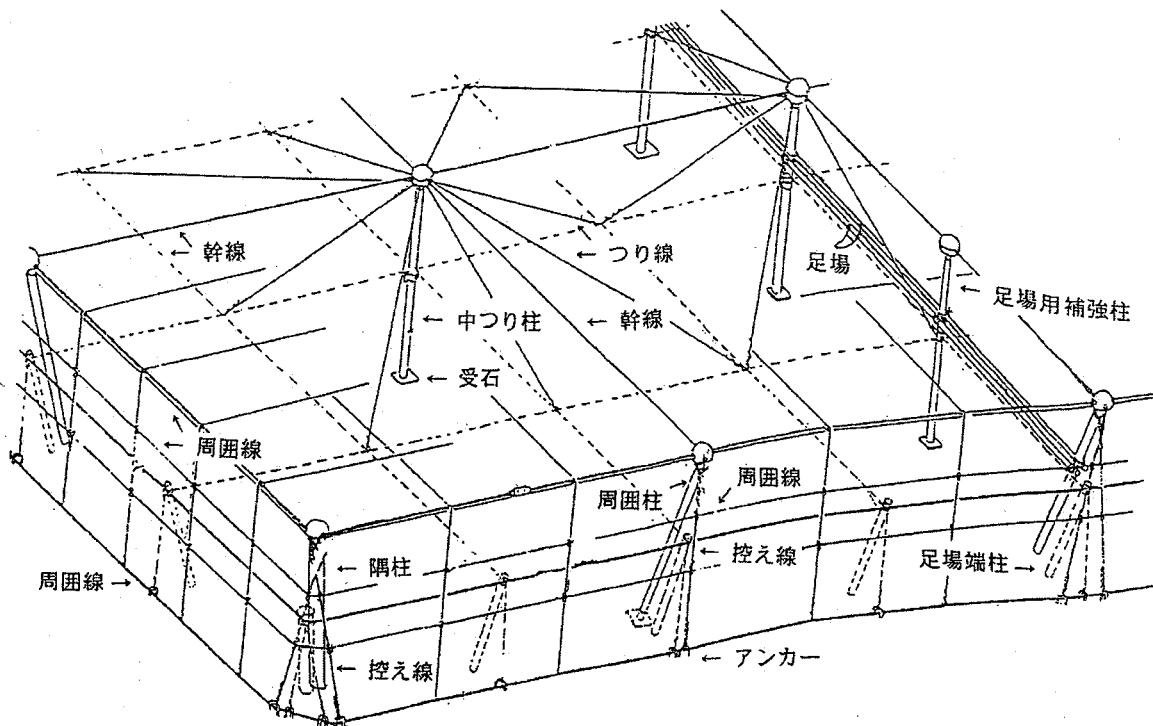
2 各部の名称

この要領において、特定園芸施設の構造の各部の名称は、次により使用するものとする。

(1) 特定園芸施設（プラスチックハウスVII類を除く。）



## (2) プラスチックハウスVII類



### 第3 引受評価

#### 1 特定園芸施設の価額の算定

##### (1) 特定園芸施設の価額の算定

ガラス室の価額は、当該ガラス室の再建築価額に別表4に掲げる時価現有率を乗じて得た額とし、プラスチックハウスの価額は、当該プラスチックハウスの再建築価額（その被覆材たるプラスチックフィルム、合成樹脂板、寒冷紗、ネット等（以下「プラスチックフィルム等」と総称する。）の再取得価額（被覆に要する経費等を含む。以下同じ。）を除いて算定した再建築価額とする。）に時価現有率（プラスチックハウスVI類の時価現有率は、その施設構造に対応するプラスチックハウスI類、同II類、同III類、同IV類甲及び同IV類乙の時価現有率とする。）を乗じて得た額とプラスチックフィルム等の再取得価額に別表5に掲げる被覆経過割合を乗じて得た額とを合計した額とする。

##### (2) 特定園芸施設の再建築価額の算定

ア 評価対象特定園芸施設が、別表1に掲げる型式のいずれかに該当するか調査する。

イ 評価対象特定園芸施設が別表1に掲げる型式のいずれかにおおむね該当するときは、当該型式に係る標準価額に当該特定園芸施設の設置面積を乗じて得た額を再建築価額とする。

ウ 別表1に単棟として掲げてある型式に該当する特定園芸施設が2連棟である場合には同表に掲げてある標準価額を5%、3連棟以上である場合には7.5%減額することができるものとし、別表1に2連棟として掲げてある型式に該当する特定園芸施設が3連棟以上である場合には同様に標準価額を2.5%減額できるものとする。

エ 次に掲げる事由に該当する特定園芸施設については、別表1に掲げる標準価額を、その20%の範囲内において増額又は減額して再建築価額を算定することができるものとする。

(ア) 増額事由

- a 母屋、胴ぶち又はたるきの間隔が一般的に狭く本数が多いこと。
- b 軒高及び棟高が高いこと。
- c 基礎が大きく根切りが深いこと。
- d 屋根の勾配が急であること。
- e 出入口戸、天窓及び側窓が多いこと。
- f 鉄部及び木部が完全に塗装されていること。
- g 出入口戸、天窓、側窓の窓枠等にアルミを使用していること（ただし、一部アルミ又は総アルミのガラス室を除く。）。
- h その他特に増額が必要と認められること。

(イ) 減額事由

- a 母屋、胴ぶち又はたるきの間隔が一般的に広く本数が少ないとこと。
- b 軒高及び棟高が低いこと。
- c 基礎が小さく根切りが浅いこと。
- d 屋根の勾配が著しく緩やかであること。
- e 出入口戸、天窓及び側窓が少ないとこと。
- f 鉄部及び木部が腐食していて減額が必要であること。
- g 使用材が別表1に掲げる資材より質が劣り又は細いこと。
- h その他特に減額が必要と認められること。

オ 評価対象特定園芸施設が、別表1に掲げる型式に該当する場合であっても、その再建築価額が別の方法で適正に算定できる場合には、その方法で算定しても差し支えないものとする。

カ 評価対象特定園芸施設が、別表1に掲げる型式に該当しないときは、当該特定園芸施設に使用されている資材の販売価額、施工費等により再建築価額を算定するものとする。

(3) プラスチックフィルム等の再取得価額の算定

ア プラスチックフィルム等の再取得価額は、別表2に掲げる標準価額にプラスチックフィルム等の被覆面積を乗じて得た金額とする。

イ プラスチックフィルム等の被覆面積は、当該特定園芸施設設置面積に別表3に掲げる被覆面積算定係数を乗じて得た面積とする。

ウ 評価の対象となるプラスチックフィルム等の規格が、別表2に掲げるものと異なる場合その他別表2に掲げる標準価額によりその再取得価額を算定することが困難と認められる場合には、その販売価額、被覆に要する経費等により再取得価額を算定するものとする。

2 附帯施設の価額の算定

(1) 附帯施設の価額の算定

附帯施設の価額は、当該附帯施設の再取得価額に別表4に掲げる時価現有率を乗じて得た額とする。

(2) 附帯施設の再取得価額の算定

附帯施設の再取得価額は、販売価額、施工費等により算定するものとする。

3 施設内農作物の価額の算定

(1) 施設内農作物の価額は、当該施設内農作物がそれを用いて栽培されている特定園芸施設の再建

築価額（プラスチックハウスにあっては、プラスチックフィルム等の再取得価額を含めたものとする。）に別表6に掲げる施設内農作物価額算定率のうち当該施設内農作物の属する作物区分に係る施設内農作物価額算定率を乗じて得た額とする。

- (2) 農業共済組合連合会又は特定組合（農業災害補償法第53条の2の特定組合をいう。以下同じ。）は、当該農業共済組合連合会の区域又は当該特定組合の区域内の施設内農作物の栽培実態に応じて、施設内農作物の種類ごとに施設内農作物価額算定率を別に定めても差し支えない。
- (3) (2)により農業共済組合連合会又は特定組合が施設内農作物の種類ごとの施設内農作物価額算定率を定める場合には、あらかじめ、農林水産省経営局長に協議するものとする。

#### 4 特定園芸施設撤去費用の算定

農業災害補償法施行規則第33条の27第2項の特定園芸施設撤去費用（特定園芸施設（被覆材を除く。）の解体並びに当該特定園芸施設に係る廃材（被覆材を除き、破損したガラスが混入した特定園芸施設内の土を含む。）の搬出及び処理に要する費用をいう。以下同じ。）は、単位当たり撤去費用（別表7）に当該共済関係に係る特定園芸施設（別表7に掲げる特定園芸施設の区分欄に該当するものに限る。）の設置面積を乗じて得た金額とする。

### 第4 損害評価

#### 1 定義

##### (1) 施設構造部分の定義

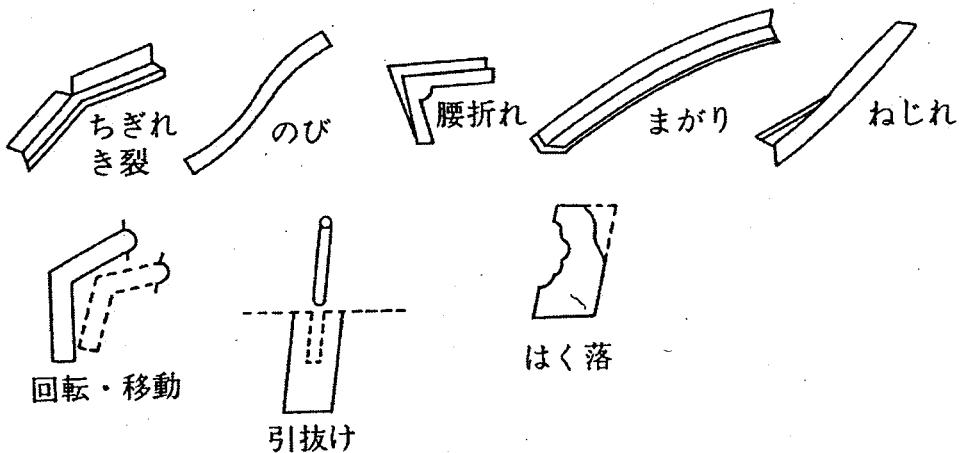
- ア 特定園芸施設（プラスチックハウスの場合にあっては被覆材を除く。）を妻面、側面、屋根面及び基礎の4区分（以下「施設構造部分」という。）に区分する。ただし、プラスチックハウスVII類にあっては、周囲面、天井面及び基礎の3区分に区分する。
- イ 妻面、側面及び屋根面はそれぞれA面及びB面に区分する。この場合棟木、中柱を含めたものをA面、それ以外をB面とする。
- ウ 取付金具、ボルト類は各部に含めるものとする。
- エ 連棟の場合の接続側面に使用されている部材は屋根面A面に含めるものとする。
- オ 連棟の樋は屋根面A面に含めるものとする。

##### (2) 被害態様の定義

- ア 部材の被害態様は①ちぎれ、のび、き裂 ②腰折れ ③まがり、ねじれ ④回転、移動 ⑤引抜け、はく落の5種類とする。
- イ 被害態様の用語の定義
- (ア) 「ちぎれ」及び「き裂」とは、ある部材が2つに分離したこと又は局部的にき裂が入って分離しかかったこと。
- (イ) 「のび」とは、部材の長さが伸びて肉が薄くなったこと。
- (ウ) 「腰折れ」とは、局部的に激しく曲がり又は強い圧縮力によって腰折れ（座屈）をおこし、その部分の断面形状が変形したこと。
- (エ) 「まがり」とは、大きな曲率で緩やかに曲がったこと。
- (オ) 「ねじれ」とは、部材の稜線が平行でなくなったこと。
- (カ) 「回転」とは、部材全体が角度を変えたこと。
- (キ) 「移動」とは、部材全体がその位置を変えたこと。

- (ク)「引抜け」とは、アンカーボルト又はアンカーが抜け取れたこと又は抜けかかったこと。  
 (ケ)「はく落」とは、部材の一部分がくずれ落ちたこと。

特定園芸施設の構造部材損傷例図（L型鋼及び基礎の例）



#### ウ 損傷程度の区分

特定園芸施設の損傷程度を部材の被害態様別に次表のとおり甚、中及び軽の3区分とする。

(ア) 特定園芸施設（プラスチックハウスⅦ類を除く。）

| 損傷程度   |         | 甚         | 中   | 軽  |
|--------|---------|-----------|-----|----|
| 施設構造部分 |         |           |     |    |
| 妻面     | ちぎれ     |           | ねじれ | 回転 |
|        | のび      |           |     | 移動 |
|        | 腰折れ     |           | まがり |    |
| 基礎     | コンクリート  |           | き裂  | 回転 |
|        |         |           | はく落 | 移動 |
|        | アンカーボルト | のび<br>引抜け | まがり |    |

(イ) プラスチックハウスVII類

| 損傷程度           |                  | 甚          | 中                | 軽          |
|----------------|------------------|------------|------------------|------------|
| 施設構造部分         |                  |            |                  |            |
| 周 围 面<br>天 井 面 | ちぎれ<br>のび<br>腰折れ | ねじれ<br>まがり | 回 転<br>移 動       |            |
|                |                  | き 裂<br>はく落 | 回 転<br>移 動       |            |
| 基<br>礎         | コンクリート           |            | まがり              | 回 転<br>移 動 |
|                | ベースプレート          |            | のび<br>まがり<br>引抜け | 移 動        |
| アンカー           |                  |            |                  |            |

## 2 特定園芸施設の損害額の算定

特定園芸施設の損害額は、当該特定園芸施設の被害額から当該特定園芸施設に係る残存物価額及び賠償金等を差し引いて得た額とする。

この場合において被害額は次のとおりとする。

### (1) 全損の場合

ガラス室が全損した場合における被害額は、当該ガラス室の共済価額の算定の基礎となった価額とし、プラスチックハウスが全損した場合における被害額は、当該プラスチックハウスの共済価額の算定の基礎となった価額からプラスチックフィルム等の価額に別表10に掲げる自然消耗割合を乗じて得た額を差し引いて得た額とする。この場合において、全損した場合とは、特定園芸施設が災害により原形をとどめ得ない状態になった場合又は経済的に全損と認められる場合をいう。

### (2) 分損の場合

#### ア プラスチックハウスII類の場合

(ア) プラスチックハウスII類が分損した場合（全損した場合以外の場合をいう。以下同じ。）における被害額は、当該プラスチックハウスII類の価額からプラスチックフィルムの価額を差し引いた額を当該プラスチックハウスII類のスパン数で除して得た額に損害の生じたスパン数を乗じて得た額とプラスチックフィルムの価額から当該プラスチックフィルムの価額に自然消耗割合を乗じて得た額を差し引いて得た額に当該プラスチックフィルムの損害割合を乗じて得た額とを合計した額とする。

#### (イ) プラスチックフィルムの損害割合の算出

a 妻面、側屋根面の別に被害面積割合を次式により算出するものとする。

$$\frac{\text{新たに被覆を要する面積}}{\text{被覆面積}}$$

b プラスチックフィルムの損害割合は妻面、側屋根面別の被害面積割合に別表3に掲げる被覆面積構成割合を乗じて得た割合を合計した割合とする。

イ プラスチックハウスII類利用型の場合

(ア) プラスチックハウスVI類のうちプラスチックハウスII類と同様にその骨格の主要部分がパイプにより造られているもの(以下「プラスチックハウスII類利用型」という。)が分損した場合における被害額は、当該プラスチックハウスII類利用型の価額からプラスチックフィルム等の価額を差し引いた額を当該プラスチックハウスII類利用型のスパン数で除して得た額に損害の生じたスパン数を乗じて得た額とプラスチックフィルム等の価額から当該プラスチックフィルム等の価額に自然消耗割合を乗じて得た額を差し引いて得た額に当該プラスチックフィルム等の損害割合を乗じて得た額とを合計した額とする。

(イ) プラスチックフィルム等の損害割合の算出

a プラスチックフィルムの損害割合

(a) 屋根面の被害面積割合を次式により算出するものとする。

新たに被覆を要する面積

被 覆 面 積

(b) プラスチックフィルムの損害割合は、被害面積割合に別表3に掲げる被覆面積構成割合を乗じて得た割合を合計した割合とする。

b 寒冷紗、ネット等の損害割合

(a) 妻面、側屋根面の別に被害面積割合を次式により算出するものとする。

新たに被覆を要する面積

被 覆 面 積

(b) 寒冷紗、ネット等の損害割合は、妻面、側屋根面別の被害面積割合に別表3に掲げる被覆面積構成割合を乗じて得た割合を合計した割合とする。

ウ ア又はイ以外の特定園芸施設の場合

(ア) ガラス室が分損した場合における被害額は、当該ガラス室の価額に当該ガラス室の損害割合を乗じて得た額とし、プラスチックハウスが分損した場合における被害額は、当該プラスチックハウスの価額(プラスチックフィルム等の価額を除く。)に当該プラスチックハウスの損害割合を乗じて得た額とプラスチックフィルム等の価額から当該プラスチックフィルム等の価額に自然消耗割合を乗じて得た額を差し引いて得た額に当該プラスチックフィルム等の損害割合を乗じて得た額とを合計した額とする。

(イ) 特定園芸施設の損害割合の算出

a 損害程度の調査

(a) 評価対象特定園芸施設の施設構造部分ごと及び施設構造部分に使用されている部材ごとに、損害評価野帳により、個々の部材が取替え又は補修を要するかどうかを調査する。

(b) (a) の調査に当たっては、次により評価を行うものとする。

(i) 1の(2)のウの表の損傷程度甚に該当する被害態様は、その部材を取替えるものとして評価する。

(ii) 1の(2)のウの表の損傷程度中に該当する被害態様は、その部材を取替え又は補修するものとして評価する。この場合において、取替えるものとして評価するのは、  
① 補修の不可能なもの又は補修しても断面形状の復元しないようなひどいねじれのもの

- ② プラスチックハウスⅡ類及びプラスチックハウスⅡ類利用型と同様の主骨材が直管パイプでつなぎのできないようなまがりのあるもの
- ③ コンクリートのはく落で内部の補強鉄筋の著しく露出したものとする。
- (iii) 1の(2)のウの表の損傷程度軽に該当する被害態様は、その部材を補修するものとして評価する。
- (iv) ガラス室のガラスのいずれは補修するものとして評価する。

b 取替割合及び補修割合の算出

取替え又は補修を要するかどうかをは握したときは、施設構造部分ごと及び施設構造部分に使用されている部材ごとに次式により取替割合及び補修割合を算出し、損害程度割合等計算書に記入するものとする。

$$\text{取替割合} (\%) = \frac{\text{取替数}}{\text{総使用数}} \times 100$$

$$\text{補修割合} (\%) = \frac{\text{補修数}}{\text{総使用数}} \times 0.7 \text{ (ガラスの場合は } 0.5 \text{ )} \times 100$$

c 損害程度割合の算出

施設構造部分ごと及び施設構造部分に使用されている部材ごとに、取替割合及び補修割合に別表9に掲げる部材別価額割合を乗じて損害程度割合を算出する。

d 損害割合の算出

特定園芸施設の損害割合は、施設構造部分ごとに合計した損害程度割合に別表8に掲げる施設構造部分別価額割合を乗じて得た施設構造部分別損害割合を合計した割合とする。

(ウ) プラスチックフィルム等の損害割合の算出

a 妻面、側面及び屋根面（プラスチックハウスVII類にあっては、周囲面及び天井面）の別に被害面積割合を次式により算出するものとする。

$$\frac{\text{新たに被覆を要する面積}}{\text{被覆面積}}$$

b プラスチックフィルム等の損害割合は、妻面、側面及び屋根面別（プラスチックハウスVII類にあっては、周囲面及び天井面別）の被害面積割合に別表3に掲げる被覆面積構成割合を乗じて得た割合を合計した割合とする。

### 3 附帯施設の損害額の算定

附帯施設の損害額は、当該附帯施設の被害額から当該附帯施設に係る残存物価額及び賠償金等を差し引いて得た額とする。

この場合において被害額は次のとおりとする。

(1) 全損の場合

附帯施設が全損した場合における被害額は、共済価額の算定の基礎となった価額に相当する金額とする。この場合において、全損した場合とは2の(1)に準ずるものとする。

(2) 分損の場合

ア 附帯施設が分損した場合における被害額は、原則として修繕費に時価現有率を乗じて得た額（その額が当該附帯施設の価額を超える場合にあっては、当該価額）とする。ただし、修繕費が再取得価額の20%未満である場合又は当該附帯施設の時価現有率が80%以上である場合において、損害箇所を修繕した後における当該附帯施設全体の価値が損害発生直前の価値とほとんど変わらないと判断されるときは、実態に応じ時価現有率を乗じないことができるものと

する。

イ 修繕費は、附帯施設を共済事故発生の直前の状態に復旧するための最低額の費用とし、施工業者の見積書等を査定し又は評価担当者の見積りにより算定するものとする。

#### 4 施設内農作物の損害額の算定

施設内農作物の損害額は、当該施設内農作物の被害額から当該施設内農作物に係る残存物価額及び賠償金等を差し引いて得た額とする。

この場合において被害額は次のとおりとする。

##### (1) 施設内農作物の被害額の算定

ア 施設内農作物の被害額は、当該施設内農作物の価額に当該施設内農作物の共済事故による損害割合を乗じて得た額とする。ただし、同一共済責任期間中の同一回作中に2回以上の共済事故が生じた場合における2回目以降の共済事故による施設内農作物の被害額は、次のとおりとする。

(ア) 農業災害補償法第120条の20の2の申出に係る園芸施設共済（以下「事故除外方式」という。）以外の施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済（以下「事故除外しない方式」という。）にあっては、施設内農作物の価額から当該共済事故前に生じた共済事故による被害額（当該共済事故前に生じた共済事故による損害につきイによる分割評価をしたときは、分割評価をする前の額）を差し引いて得た額に、当該施設内農作物の損害割合を乗じて得た額

(イ) 事故除外方式にあっては、施設内農作物の価額から当該共済事故前に生じた共済事故による被害額及び病虫害による被害額を差し引いて得た額に、当該施設内農作物の損害割合を乗じて得た額

イ 病虫害による損害の場合であって管理が不十分なことによる損害を分割評価する必要がある場合の施設内農作物の被害額は、アにより算定される金額から当該金額に分割割合を乗じて得た額を差し引いて得た額とする。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、損害発生時に当該特定園芸施設が当該施設内農作物の栽培の用に供されていないと認められる場合においては、当該施設内農作物の損害はないものとする。

##### (2) 施設内農作物の損害割合の算出

###### ア 損害評価の単位

施設内農作物の損害評価は、原則として1棟ごとに行うものとする。ただし、次に掲げる場合には1棟内の栽培面積を区分し、その区分（以下「評価区分」という。）ごとに損害評価を行うものとする。

###### (ア) 施設内農作物が2種類以上栽培されている場合

種類ごとに区分する。

(イ) 施設内農作物の種類は同一であるが、損害評価時における生育ステージが同一でない場合生育ステージの異なるものごとに区分する。

###### (ウ) 施設内農作物の損傷程度が異なる場合

損傷程度80%以上、80%未満～60%以上、60%未満～40%以上、40%未満～20%以上、20%未満の区分に区分する。

###### イ 被害確認調査

施設内農作物に損害が発生したつど、直ちに見回りの方法により被害の種類、病虫害の発生の有無の確認をするものとする。

#### ウ 損害評価の時期

施設内農作物の損害評価は、共済事故が発生したつど、その被害の進行が停止したときに行うものとする。

(注) 風水害、ひょう害、雪害等による農作物の被害の進行が停止するのは、一般的には損害発生後果菜類では5日程度、葉菜類では3日程度、花き類では7日程度、果樹では5日程度、観葉植物では7日程度を経過した時期である。

#### エ 栽培面積の調査

##### (ア) 評価区分を設定しない場合

施設設置面積のうち、損害評価の対象となる施設内農作物が栽培されている面積（当該施設内農作物の栽培管理のため設けられた通路等の面積を含む。以下同じ。）を調査する。

##### (イ) 評価区分を設定した場合

施設設置面積のうち、損害評価の対象となる施設内農作物が栽培されている面積を評価区分ごとに調査する。

#### オ 生育ステージの確認

##### (ア) 生育期に生じた損害の場合

###### a 標準生育日数の確認

生育期（活着した時（直播の場合にあっては、第1本葉が出そろった時）から収穫を開始する直前までの間をいう。以下同じ。）に共済事故が発生した場合には、当該施設内農作物の実態を調査し、あらかじめ設定してある標準生育日数が適正であるかどうかを確認する。この場合において、生育経過日数が標準生育日数を超えた場合は、その生育経過日数は標準生育日数と同一となるよう調整するものとする。

###### b 生育経過日数の確認

aによる確認をしたときは、当該施設内農作物の生育経過日数（当該施設内農作物が活着した時（直播の場合にあっては、第1本葉が出そろった時）から共済事故が発生した時（病虫害にあっては、病虫害が確認された時）までの日数をいう。以下同じ。）を確認する。

##### (イ) 収穫期の場合

###### a 標準収穫日数の確認

収穫期（農作物が収穫できる状態になった時から収穫を完了するまでの間をいう。以下同じ。）に共済事故が発生した場合には、当該施設内農作物の実態を調査し、あらかじめ設定してある標準収穫日数が適正であるかどうかを確認する。この場合において、生育経過日数が標準生育日数を超えた場合又は標準生育日数未満の日数であった場合の標準収穫日数の起算日は、それぞれ収穫が開始した日とするものとする。

###### b 既収穫日数の確認

aによる確認をしたときは、当該施設内農作物の既収穫日数（当該施設内農作物について収穫できる状態になった時から共済事故が発生した時（病虫害にあっては、病虫害が確認された時）までの日数をいう。以下同じ。）を確認する。

#### カ 損傷程度の調査及び決定

##### (ア) 損傷程度の調査

a 施設内農作物に損害が発生した場合の損傷程度の調査は、1棟ごと（ア）（ア）又は（イ）に該当する場合にあっては評価区分ごと）に検見により行うものとする。

b 植栽の形態からみて、損傷の程度を1本（株）ごとに評価できる施設内農作物（きゅうり、トマト、いちご、レタス等）にあっては当該施設内農作物1本（株）ごとに、1本（株）ごとの評価が困難な施設内農作物（ほうれんそう、にら、ねぎ等）にあっては、被害の発生している当該施設内農作物の範囲ごとに、病虫害以外の原因による損傷と病虫害による損傷とに区分してそれぞれの損傷程度を調査するものとする。

(イ) 損傷程度の決定

損傷程度は、(ア)により調査した結果に基づき次に掲げる基準により決定するものとする。

a 病虫害以外の原因による被害が発生した場合

病虫害以外の原因により施設内農作物の根、茎葉、果実等の枯死、折損、裂傷、落果（花）等の被害が発生した場合にあっては、次により損傷程度を決定するものとする。

ただし、流失、滅失、焼失又は埋没の被害の場合にあっては、被害を受けた施設内農作物又はその範囲の損傷程度は100%とする。

(a) 施設内農作物1本（株）ごとに評価する場合

被害が発生している施設内農作物ごとに、その植物体に占める枯死、折損、裂傷等の被害を受けている部分の割合を当該施設内農作物の損傷程度とする。

ただし、落果（花）の被害の場合は、被害が生じている施設内農作物ごとに、その果実（花）の数全体に占める落果（花）数を当該施設内農作物の損傷程度とする。

(b) 被害が発生している施設内農作物の範囲ごとに評価する場合

被害が発生している施設内農作物の範囲ごとに、その範囲内の施設内農作物全体についての植物体に占める枯死等の被害を受けている部分の割合を当該施設内農作物の範囲の損傷程度とする。

b 病虫害による被害が発生した場合

病虫害による被害が発生した場合は、次により損傷程度を決定するものとする。

ただし、罹病すれば当該施設内農作物の回復が望めない病害（トマトの青枯病等）にあっては、被害を受けた施設内農作物又はその範囲の損傷程度は100%とする。

(a) 施設内農作物1本（株）ごとに評価する場合

被害が発生している施設内農作物ごとに、その植物体に占める病斑等の病徵の発生している部分の割合又は害虫の寄生している部分若しくは害虫による食害痕のある部分の割合を当該施設内農作物の損傷程度とする。

(b) 被害が発生している施設内農作物の範囲ごとに評価する場合

被害が発生している施設内農作物の範囲ごとに、その範囲内の施設内農作物全体についての植物体に占める病斑等の病徵の発生している部分の割合又は害虫の寄生している部分若しくは害虫による食害痕のある部分の割合を当該施設内農作物の範囲の損傷程度とする。

c a及びbにかかわらず、損傷により商品価値を失う作物（切花、鉢物類等）にあっては、(ア)により調査した結果、植物体に損傷があり、それにより当該地域において一般的に用いられている出荷規格に適合していないと認められるものについては、その施設内農作物の損傷程度は100%とする。

なお、施設内農作物の植物体のいずれかに病徵の発生、害虫の寄生又は食害痕がある場合は、当該施設内農作物の損害はすべて病虫害によるものとみなすものとする。

## キ 損害程度割合の決定

### (ア) 損害程度割合の決定

#### a 鉢物類以外の施設内農作物の場合

カの(イ)により決定した共済事故による損傷程度に(イ)により農業共済組合連合会又は特定組合が定める損傷程度割合の基準を適用して損傷程度割合を決定するものとする。

ただし、事故除外方式において病虫害による被害が発生している場合にあっては、カの(イ)により決定した共済事故及び病虫害による損傷程度及び同(イ)により決定した病虫害による損傷程度に(イ)により農業共済組合連合会又は特定組合が定める損傷程度割合の基準を適用して共済事故及び病虫害による損傷程度割合及び病虫害による損傷程度割合を決定しておくものとする。

#### b 鉢物類の場合

カの(イ)により決定した現有総鉢数に対する共済事故による被害鉢数(被害時における枯死及び折損等により鉢物類としての価値を喪失した鉢数をいう。)の割合を損傷程度割合とする。

ただし、事故除外方式において病虫害による被害が発生している場合にあっては、カの(イ)により決定した現有総鉢数に対する被害鉢数(被害時における枯死及び折損等により鉢物類としての価値を喪失した鉢数をいい、病虫害により価値を喪失した鉢数を含む。)の割合及び現有総鉢数に対する病虫害により価値を喪失した鉢数の割合をそれぞれ共済事故及び病虫害による損傷程度割合及び病虫害による損傷程度割合とする。

### (イ) 損害程度割合の基準の設定

a 農業共済組合連合会又は特定組合は、施設内農作物の種類ごとに生育の程度に応じて生育期を区分し、各区分ごとに損傷程度から推定される減収量割合との関連において損傷程度割合の基準を定めるものとする。

b 農業共済組合連合会又は特定組合は、aにより損傷程度割合の基準を設定し又は変更しようとするときはあらかじめ農林水産省経営局長に協議するものとする。

### (例) きゅうり(越冬栽培)の損傷程度割合の基準

| 生育区分        |                      | 損傷程度   | 標準日数 |     | 20%未満    | 20~40    | 40~60    | 60~80    | 80以上 |
|-------------|----------------------|--------|------|-----|----------|----------|----------|----------|------|
|             |                      |        | 期間   | 日数  | %        | %        | %        | %        | %    |
| 生<br>育<br>期 | 活着期～<br>草丈50cm期      | 1～5    | 日    | 5   | 5        | 15       | 50       | 80       | 100  |
|             | 草丈50cm期～<br>草丈100cm期 | 6～15   | 日    | 10  | 5+(1×n)  | 15+(1×n) | 50+(1×n) | 80+(1×n) | 100  |
|             | 草丈100cm期～<br>収穫期前    | 16～25  | 日    | 10  | 15+(1×n) | 30+(1×n) | 60+(1×n) | 90       | 100  |
|             | 収穫期                  | 26～135 | 日    | 110 | 25       | 40       | 70       | 90       | 100  |

(注) n = 生育区分ごとの期間内での経過日数

#### ク 調整割合の設定

(ア) 同一共済責任期間中に主要作物（施設内農作物の価額の設定の基準となった作物）の前後に栽培される作物の属する作物区分に係る施設内農作物価額算定率が主要作物の属する作物区分に係る施設内農作物価額算定率に比べ低い場合は、当該作物の属する作物区分に係る施設内農作物価額算定率を主要作物の属する作物区分に係る施設内農作物価額算定率で除した割合を調整割合とする。

(イ) 農業共済組合連合会又は特定組合は、(ア)による調整割合以外の調整割合を決定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ農林水産省経営局長に協議するものとする。

#### ケ 損害割合の算出

施設内農作物の損害割合は次により算出するものとする。ただし、次により損害割合を算出することが適切でない施設内農作物があるときは、農業共済組合連合会又は特定組合はあらかじめ農林水産省経営局長にその算出方法について協議するものとする。

(ア) 損害割合は次式により算出するものとする。

なお評価区分を設定した場合の損害割合は、評価区分ごとにaからcまでの算式により算出される割合を合計して得た割合とする。この場合において、栽培割合とは、被害を受けた施設内農作物の栽培面積（評価区分を設定した場合は当該評価区分ごとの被害を受けた施設内農作物の栽培面積）の当該特定園芸施設の設置面積に対する割合をいう。

a 活着期（生育期前の期間をいう。ただし、鉢物類にあっては鉢上げ後の期間に限る。）  
の場合

$$\text{損害割合} = 30\% \text{ (全損に限る。)} \times \text{栽培割合} \times \text{調整割合}$$

(注) 全損とは施設内農作物のすべてが枯死、流失、滅失若しくは埋没した場合又は当該施設内農作物のすべてを破棄するに至った場合をいう。

b 生育期の場合

$$\begin{aligned} \text{損害割合} &= \left[ 30\% + 70\% \times \frac{\text{生育経過日数 (日)}}{\text{標準生育日数 (日)}} \right] \times \text{損害程度割合} \times \text{栽培割合} \\ &\quad \times \text{調整割合} \end{aligned}$$

c 収穫期の場合

$$\begin{aligned} \text{損害割合} &= \left[ 100\% - 100\% \times \frac{\text{既収穫日数 (日)}}{\text{標準収穫日数 (日)}} \right] \times \text{損害程度割合} \\ &\quad \times \text{栽培割合} \times \text{調整割合} \end{aligned}$$

ただし、鉢物類については次式によるものとする。

$$\begin{aligned} \text{損害割合} &= \left[ 100\% \times \frac{\text{総鉢数} - \text{出荷鉢数}}{\text{総鉢数}} \right] \times \text{損害程度割合} \times \text{栽培割合} \\ &\quad \times \text{調整割合} \end{aligned}$$

(イ) 事故除外方式において病虫害による被害が発生している場合の共済事故による損害割合は共済事故及び病虫害による損害程度割合を(ア)のaからcまでの算式に適用して算出される損害割合から病虫害による損害程度割合を(ア)のaからcまでの算式に適用して算出される損害割合を差し引いて得た割合とする。

### (3) 病虫害の分割割合の決定

ア 施設の管理、土壤管理、肥培管理等が不十分なことにより生じた病虫害による損害は、共済金支払対象外のものとして、分割評価するものとする。

イ 分割評価を行うに当たっては、次の事項を調査するものとする。

(ア) 施設管理……………○施設の機能の管理が十分になされているか。

○防災管理が十分になされているか。

(イ) 土壤肥培管理……………○土壤の消毒及び換土が適切になされているか。

○施肥（用量、比率、時期、方法）が適切になされているか。

○農作物の管理作業が適切になされているか。

○環境管理（日照、換気、かん水）が適切になされているか。

(ウ) 病害虫防除処理……………○通常すべき防除措置が適切になされているか。

○発生を予察した防除措置が適切になされているか。

(エ) 善後措置……………○発生後の消毒等の措置が適切になされているか。

○被害作物及び媒介生物の処理等が適切になされているか。

ウ イによる調査を終えた時は、イの（ア）から（ウ）までの3項目について通常管理、不十分管理（上、中、下）又は過失管理のいずれかの判定をし、別表11「病虫害の分割割合表」を適用して分割割合を決定するものとする。

この場合において、過失管理に該当するものが、3項目のうち1項目でもある場合の分割割合は100とし、不十分管理の場合は、3項目に該当するもののうち、最も高い割合を適用するものとする。

なお、農業共済組合連合会又は特定組合は、病虫害による損害の分割評価を迅速かつ統一的に行うため、別表11の例に従って別途施設内農作物の種類等別及び病虫害別に分割割合の基準を定め、適用しても差し支えないものとする。

この場合において、農業共済組合連合会又は特定組合は、当該分割割合の基準を農林水産省経営局長に報告するものとする。

## 5 特定園芸施設撤去費用の損害額の算定

特定園芸施設撤去費用の損害額は、次のとおりとする。

ただし、特定園芸施設の撤去に要した金額が100万円を超えたとき又は特定園芸施設の損害割合（被覆材を除く。以下5において同じ。）が50%（ガラス室は35%）を超えたときのいずれかに該当する場合に限る。

特定園芸施設撤去費用は、廃棄物処理業者等の領収書等を査定するものとする。

### (1) 特定園芸施設本体が全損した場合

特定園芸施設本体が全損した場合における特定園芸施設撤去費用の損害額は、当該特定園芸施設撤去費用の共済価額の算定の基礎となった費用に相当する金額とする。

### (2) 特定園芸施設本体が分損した場合

特定園芸施設本体が分損した場合における特定園芸施設撤去費用の損害額は、当該特定園芸施設に係る単位当たり撤去費用（別表7）に設置面積を乗じて得た金額に損害割合を乗じて得た金額とする。